

議案第 7 9 号

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 1 7 9 号）が公布され、消防団員等公務災害補償条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団員等公務災害補償条例（平成16年京丹後市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

京丹後市消防団員等公務災害補償条例(平成16年京丹後市条例第220号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市消防団員等公務災害補償条例 平成16年4月1日 条例第220号 第1条～第17条 (略) (葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 第18条の2～第29条 (略) 別表 (略) 備考1・2 (略)	京丹後市消防団員等公務災害補償条例 平成16年4月1日 条例第220号 第1条～第17条 (略) (葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 第18条の2～第29条 (略) 別表 (略) 備考1・2 (略) <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。</u>